



23建企第312号

平成23年9月13日

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷村 隆三 様

長崎県土木部
建設企画課長



工事事故防止への取り組みについて

早秋の候、ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本県土木行政に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

貴団体は日頃から事故防止について傘下の各団体員へ御指導いただいていることと思いますが、今年度も別紙に示すような死亡事故および長期休業を要する工事関係者事故が発生しており、さらなる工事事故防止への取り組みが必要となっています。

これらの事故の発生状況を踏まえ、留意すべき事項を下記に示します。特に新しいことはありませんが、適切な安全対策を徹底していただけますよう、貴協会員へのご指導をお願いします。

記

- 1 車両系建設機械の作業範囲内への立ち入り禁止措置を行うこと。やむをえず作業員を立ち入らせる場合は誘導員を配置すること。
- 2 クレーン機能付きバックホウで吊荷作業を行う場合は、クレーン仕様への切り替えスイッチを必ずセットすること。
- 3 運転席において、操作に支障する場所に測量機材などを置かないこと。
- 4 施工計画において作成した安全管理計画は、元請が中心となって確実に実施すること。
- 5 危険予知活動等において必要とされた安全措置は、職長が必ず作業前に点検すること。
- 6 重機や車両等との接触の恐れのある箇所での作業においては、反射ベストを着用すること。

- 7 玉掛作業は、クレーン等の吊上能力に合う資格を有する者が当たること。
(1 t 以上：玉掛技能講習 1 t 以下：玉掛特別教育)
- 8 標準的な作業手順を変更して施工する場合は、新たに発生する危険予知を入念に行い、安全措置を十分に講じて施工を行うこと。
- 9 安全衛生責任者の不在により、あらかじめ承認を得て選出された代理人は、いつも以上に安全措置を実施すること。また、代理を認めた統括安全衛生責任者は、安全巡視において、安全措置を入念に点検すること。

担当課：長崎県土木部建設企画課
技術情報班 米田 三厨
095-894-3023

平成23年度 長崎県土木部関係発生事故の一例

〔平成23年9月13日現在の事故件数17件(漁港工事、委託を含む)〕

番号	発生月	被災状況	事故概要	その他
1	5月	作業員 両踵骨折 休業中	高さ約3.5mの移動式足場（ローリングタワー）をつかって鉄骨の胴縁を取り付け作業中に、安全帯を手すりから一旦はずし、固定済みの胴縁に掛け直そうと身を乗り出したところ、バランスを崩して転落した。	・作業床への85cm以上の手すり、中さんの未設置。
2	7月	作業員 頭髄損傷 休業中	土間コンクリートの打設にあたり、養生テープ貼り作業を行っていたところ、仮固定していた柵（W=2300×H=1950 80kg）がゆっくりと倒れてきた。両手で支えようとしたが、支えられなくて頭部で受けてしまい、首を損傷した。	・柵の管理者が作業開始前の点検を怠った。
3	8月	作業員 骨盤骨折 死亡	ランマを吊り上げて移動していたクレーン機能付バックホウが、前方でしゃがんで片付けをしていた作業員に接触して乗り上げた。	・運転時の注意ミス。 ・誘導員配置などの安全措施不足。